

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱（平成19年さいたま市告示第330号。以下「要綱」という。）に基づく助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断等)

第2条 要綱第2条第2号の市長が定めるマンション簡易診断の方法は、一般財団法人日本建築防災協会による既存鉄骨造建築物の耐震診断指針に定める基礎調査、予備調査若しくは実態調査の方法、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準若しくは既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準に定める第1次診断法、既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法又はこれと同等若しくはこれに準ずるものであると市長が認める診断法に基づく耐震診断をいう。

2 要綱における公的機関等の判定は次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般財団法人日本建築防災協会が事務局をする全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体による判定であるもの。
- (2) 建築基準法第6条の確認を受けたもの。
- (3) 建築基準法又は住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震性に関する評価・認定を受けたもの。
- (4) 前各号に準ずるもの。

(助成の対象となる建築物)

第3条 要綱第3条の規定による耐震診断の助成対象建築物に該当するものとされる建築物については、昭和56年6月1日以後に増築又は移転をした場合であっても、これに該当するものとする。

2 要綱第34条第1号の規定による基準は、次のいずれかとする。

- (1) 耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当であること。
- (2) 耐震診断の結果、 I_w （構造耐震指標）の値が0.7未満相当であること。

3 要綱第13条第4号の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の耐震補強設計、要綱第23条第4号の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の耐震補強工事及び要綱第34条第2号エの規定に基づく特定既存耐震不適格建築物の建替え工事に係る助成対象建築物は次の各号に該当するものとする。

- (1) 延べ床面積が1,000平方メートル（幼稚園、保育所にあつては500平方メートル）以上であり、かつ、原則として3階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。
- (2) 耐震補強工事又は建替え工事の結果、地震に対して安全な構造となること。

4 前項の規定にかかわらず、緊急輸送道路閉塞建築物の場合、要綱第23条の規定に基づく耐震補強工事及び要綱第34条第の規定に基づく建替え工事に係る助成対象建築物は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

- (2) 耐震補強工事又は建替え工事の結果、地震に対して安全な構造となること。
- 5 要綱第13条第5号の規定に基づく老人ホーム等の耐震補強設計、要綱第23条第5号の規定に基づく老人ホーム等の耐震補強工事及び要綱第34条第2号オの規定に基づく老人ホーム等の建替え工事については、第3項第2号に該当するものとする。
- 6 要綱第3条第4号に規定する老人ホーム等は、次の各号に定めるものを含むものとする。
- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条第1号の用に供する建築物で政令で定める規模に満たないもの。ただし、共同住宅等に該当するものを除く。
- (2) 特定既存耐震不適格建築物のうち第3項第1号に該当しないもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
- 7 要綱第13条に規定する耐震補強設計の助成の対象となる建築物で、耐震診断の助成を受けていないなどの理由により、要綱第10条の実績報告がなされていない場合は、次の各号のとおり取り扱うこととする。
- (1) 要綱第17条第1項第3号に規定する、耐震補強設計に係る交付申請書に添付する要綱第10条第1項第4号の公的機関等の判定の結果が記載された書類については、公的機関等の判定を受けていない場合に省略できる。
- (2) 要綱第14条に規定する耐震補強設計を行う者は、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認したうえで、耐震補強設計を行うこと。

(建設業の許可)

第4条 要綱第24条第1項に規定する建設業の許可における建設工事の種類は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1における建築工事業とする。

- 2 要綱第24条第3項に規定する当該耐震補強工事の検査を行い得ると市長が認めた者は、次の各号のいずれかの要件を満たす者とする。
- (1) 木造の戸建て住宅の場合は、診断資格者であること。
- (2) 建築士法第23条の規定により登録を受けた建築士事務所に属する一級建築士であること。（木造の戸建て住宅を除く）

(耐震診断報告書)

第5条 要綱第10条第1項第1号の耐震診断等報告書（木造戸建て住宅のものに限る。）は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 耐震診断報告書（様式第1号）
- (2) 耐震診断の経過及び結果が記載された書類に、次の書類等を添付したもの
- ア 地盤及び基礎の状況、建築物の改修の履歴及び耐震診断の結果に基づく診断資格者の所見
- イ 付近見取り図
- ウ 各階平面図
- エ 現地調査の状況写真（外部写真、内部写真及び接合部写真）
- オ 耐震補強案

(交付申請等の添付書類)

- 第6条 要綱第7条第1項第7号、第17条第1項第2号、第27条第1項第3号及び第38条第1項第4号の所有者の合意があることを証する書類は、様式第2号によるものとする。
- 2 要綱第7条に規定する耐震診断（戸建て住宅を除く。）、要綱第27条に規定する耐震補強工事及び要綱第34条に規定する建替え工事に係る助成金交付申請においては、助成金額の算定書（様式第3号）を添付するものとする。
- 3 要綱第27条第1項第1号の耐震補強工事費内訳書は、様式第4号によるものとする。ただし、耐震補強設計に基づく見積書等で、様式第4号と同等以上の積算を行っており、かつ、耐震補強工事に要する費用とそれ以外の費用の内訳が明確に区分されているものを添付する場合はこの限りでない。
- 4 耐震補強工事に係る助成金の交付の内容の変更のうち、軽微な変更で、助成金の額に変更が生じないものについては、耐震補強設計変更報告書（様式第5号）を作成し、要綱第31条に規定する耐震補強工事の実績報告に併せて報告しなければならない。
- 5 助成対象建築物に建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例（以下「建築基準法令」という。）に適合しない部分がある場合、助成対象建築物を建築基準法令に適合させる計画を作成し、要綱第20条に規定する耐震補強設計の実績報告に併せて報告しなければならない。
- 6 前項の場合にあつて、助成対象建築物を建築基準法令に適合させた場合、その旨を要綱第31条に規定する耐震補強工事の実績報告に併せて報告しなければならない。
- 7 要綱第31条第1項第4号に定める工事検査状況報告書は様式第7号によるものとする。

(診断資格者の登録資格)

第7条 要綱第4条に規定する診断資格者として登録を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者
- (2) 建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所に所属する者
- (3) さいたま市、地方公共団体若しくは一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断の講習会（一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断法に準拠したものに限る。）を受講している者又は耐震診断の実績が充分ある者

(診断資格者の登録)

第8条 前条の登録を受けようとする者は、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿登録申請書（様式第6号）に次の書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 前条(1)から(3)に該当することを証する書類
 - (2) 建築士事務所登録申請書及び通知書の写し
- 2 市長は、前項の申請があつたときは、同項各号に掲げる書類を確認し、当該申請者が診断資格者として適当であると認めたときは、当該申請者をさいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該診断資格者に対し、さいたま市既存建築物耐震診

断資格者登録通知書により通知するものとする。

4 資格者名簿に登録を受けた診断資格者の所属する建築士事務所の開設者が当該建築士事務所の名称、所在地及び電話番号を公開することの承諾（以下「公開の承諾」という。）をしたものについて、市長はその内容を公表するものとする。

5 公開の承諾は第1項の申請に併せ、様式第6号により行うものとする。

（変更の届出）

第9条 診断資格者として登録を受けた者は、当該登録に係る申請書の記載事項（ただし、業務実施年月数及び業務実績件数は除く。）に変更が生じたとき、さいたま市既存建築物耐震診断資格者名簿登録申請書（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（診断資格者の業務等）

第10条 診断資格者は、助成対象建築物の耐震診断を要綱及び建築士法その他関係法令に基づいて誠実に行わなければならない。

2 診断資格者は、助成対象建築物の耐震診断を行ったとき、第5条に規定する耐震診断等報告書を作成し、これを耐震診断助成対象者に提出し、その内容を説明しなければならない。

3 診断資格者は、耐震診断助成対象者に対し、不当に耐震補強に係る設計又は工事の勧誘をしてはならない。

4 診断資格者は、耐震診断の実施により知り得た耐震診断助成対象者及び助成対象建築物の情報を、本助成事業以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 診断資格者は、耐震診断について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。

6 第8条第4項の公開の承諾をすることで公表された建築士事務所は、市民から耐震診断又は耐震補強設計の依頼があった場合、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（登録の抹消）

第11条 市長は、診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該診断資格者の登録を抹消することができる。

(1) 登録の辞退の申し出があったとき。

(2) 登録の有効期間が満了したとき。

(3) 前条第1項から第4項までの規定に反する行為その他診断資格者の業務に関して著しく不当な行為をしたと認められるとき。

(4) 第7条の規定に該当しなくなったとき。

2 市長は、診断資格者の登録を抹消したときは、当該診断資格者に対し、その旨を通知するものとする。

3 市長は、診断資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該診断資格者が所属する建築士事務所の公表を取止めることができる。

(1) 第1項により建築士事務所に所属する診断資格者が登録を抹消されるとき。

(2) 公表の辞退の申し出があったとき。

(3) 前条第1項から第6項までの規定に反する行為その他診断資格者の業務に関して著しく不当な行

為をしたと認められるとき。

(全体設計承認)

第12条 要綱47条第1項において市長が定める要件は次の各号に該当するものとする。

(1) 次のア又はイに該当するもの。

ア 延べ床面積が1,000平方メートル(幼稚園、保育所にあつては500平方メートル)以上であり、かつ、原則として地階を除く階数が3階以上であること。

イ 要綱第4条又は要綱第14条に規定する公的機関等の判定を受けるものであること。

(2) 全体設計の通り事業が完了し、実績報告を行うことが確実に見込まれるものであること。

(3) 資金計画が事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(4) 建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難の危険度が高くないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けているものは、要綱47条第1項において市長が定める要件に該当するものとする。

(対象範囲)

第13条 要綱第6条に規定する耐震診断に要した費用の対象範囲は、要綱第4条第1項第3号の規定により、耐震診断の実施後、当該耐震診断が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関又はこれに準ずる機関(以下「公的機関等」という。)の判定を受ける場合、当判定に要する費用を含めることができる。

2 要綱第16条に規定する耐震補強設計に要した費用の対象範囲について、要綱第14条第3号及び第4号の規定により、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受ける場合、当判定に要する費用を含めることができる。

3 要綱第26条に規定する耐震補強工事に要した費用の対象範囲については、次のとおりとする。

(1) 耐震補強工事に伴い、壁、床及び天井などの撤去復旧工事を行う場合の対象範囲については、耐震補強工事の施工を行うために必要最小限の範囲に限る。

(2) 耐震補強工事に伴い、設備機器の撤去復旧工事や設備工事にかかる配管、配線等の切り回し工事等を行う場合は、撤去したものを再取付けすることを原則とする。ただし、再取付けが困難であり、かつ、耐震補強工事の施工を行うために必要と認められる場合は、従前の仕様と同程度までの復旧費用を含めることができる。

(3) 前2号の対象範囲において、仕様の程度が従前より高くなるものについては、対象外とする。

4 要綱第37条に規定する建替え工事に要した費用の対象範囲については、次のとおりとする。

(1) 建替え工事助成の対象となる建築物の解体工事費を含むものとする。

(2) 外構工事費や諸経費など本体工事と直接関係のない費用については対象外とする。

5 前2項の対象範囲において、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しない部分を是正するための費用は、対象外とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成19年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成20年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成20年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成25年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成28年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成29年4月1日から施行する。